

参議院議長 山東昭子 殿

森ゆうこ議員の懲罰検討についての申し入れ

令和元年11月19日

日本維新の会

参議院会長 片山虎之助



憲法第 51 条では「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」とされています。しかし、だからといって、誤った報道に安易に依拠した名誉毀損など、国会議員による不当な人権侵害は許されるべきではありません。

この観点で、森ゆうこ参議院議員に対し、以下の理由から除名などの懲罰を検討いただくことを求めます。

森ゆうこ議員は、NHKが中継する 10 月 15 日の参議院予算委員会で、原英史・国家戦略特区ワーキンググループ座長代理が不正行為を行ったかのような発言を繰り返したうえ、「国家公務員だったら、あっせん利得、収賄で刑罰を受ける（行為をした）」すなわち「原氏が財産上の利益を得た」との事実無根の誹謗中傷を行いました。

森ゆうこ議員は、発言の根拠として、6 月 11 日付の毎日新聞 1 面記事をパネルにして提示、配布しました。パネルにされた記事には、原氏の顔写真も掲載してありました。

しかし、この記事が虚偽報道であることは原氏が根拠を挙げて繰り返し説明しています。同氏は毎日新聞社に対して名誉毀損訴訟を提起しており、訴訟の中で同社は「原氏が金銭を受け取ったとは報じていない」と弁明していることも明らかにされています。

その状況下で、森ゆうこ議員が予算委員会において十分な事実関係の調査もなしに、原氏に対して根拠のない誹謗中傷を行い、また不正に関与したかのような印象を形成したことは許されるべきではありません。

また、森ゆうこ議員は11月7日の参議院農林水産委員会で、配布資料に原氏の自宅住所情報を無断で記載したうえ、質疑終了後にはホームページで公開し、ツイッターで拡散しました。抗議などを受けて翌日、自宅住所部分は黒塗りにされましたが、個人情報漏洩、プライバシー侵害にほかなりません。

こうした森ゆうこ議員の国会内でのあるまじき行為は、国民の政治、立法府に対する信頼を著しく失墜させるものでもあり、言語道断です。

以上、森ゆうこ議員に対する懲罰の検討を強く要請します。